

各障害福祉サービス等事業者
代表者 様

豊橋市長 浅井 由崇

令和 5 年度 障害福祉サービス等事業所の指定に係る総量規制の実施について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)に定める障害福祉サービス及び児童福祉法に定める障害児通所支援について、下記のとおり総量規制を実施します。

記

1 総量規制について

障害者総合支援法第 36 条、児童福祉法第 21 条の 5 の 15 により、特定のサービス種別については、供給量の調整等を行いつつ計画的に整備していく必要があり、種別ごとのサービス量が「第 6 期豊橋市障害者福祉実施計画」「第 2 期豊橋市障害児福祉実施計画」(以下、「実施計画」という。)のサービス見込量に達している、またはサービス見込量を超過することが認められる場合は、定員増を伴う事業所の指定をしないことができると規定されています。

2 総量規制の目的

実施計画においてサービス見込量を設定し、計画的に障害福祉サービス等事業所の指定を進めていますが、特定のサービス種別について必要な事業所数が確保できていることから、適正な量を維持し、質の高いサービスを利用者に提供するため、総量規制を実施します。

3 総量規制の対象となるサービス種別の現状と見込量

対象サービス	利用定員数	実施計画見込量(利用定員)			(B) - (A)
	R5 年 3 月末(A)	R3 年度	R4 年度(B)	R5 年度	
生活介護	1,159 人	1,010 人	1,033 人	1,057 人	126 人
就労継続支援 A 型	235 人	195 人	195 人	195 人	40 人
就労継続支援 B 型	1,048 人	912 人	975 人	1,043 人	73 人
児童発達支援	254 人	222 人	238 人	246 人	16 人
放課後等デイサービス	649 人	448 人	466 人	485 人	183 人

4 総量規制を実施する障害福祉サービス等の種別

(1)総量規制を実施するサービス種別

- 生活介護
- 就労継続支援 A 型
- 就労継続支援 B 型
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス

(2)例外的な取扱い

以下に示す場合は、例外的に総量規制を適用しません。

● 強度行動障害者を対象とする生活介護事業所を設置する場合

※以下のいずれも満たす人員配置体制をとること

- 従業者の員数が、常勤換算方法により利用者数(前年度の平均利用者数)を3で除して得た数以上
- 強度行動障害支援者養成研修「基礎研修」及び「実践研修」を修了した者を常勤換算2人以上配置

※強度行動障害者は、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者を指す

● 重症心身障害者を対象とする生活介護事業所を設置する場合

※以下のいずれも満たす人員配置体制をとること

- 従業者の員数が、常勤換算方法により利用者数(前年度の平均利用者数)を3で除して得た数以上
- 看護職員(看護師、准看護師、保健師)を常勤換算1人以上配置

※重症心身障害者は、「身体障害者手帳(肢体不自由)1級・2級(肢体不自由以外の身体障害との合算を除く)を所持している者」、「療育手帳A判定(身体障害者手帳との合併を除く)を所持している者」かつ「歩行が困難である者」を指す

● 医療的ケアを必要とする者を対象とする生活介護事業所を設置する場合

※以下のいずれも満たす人員配置体制をとること

- 従業者の員数が、常勤換算方法により利用者数(前年度の平均利用者数)を3で除して得た数以上
- 看護職員(看護師、准看護師、保健師)を常勤換算1人以上配置

※医療的ケアを必要とする者は、人工呼吸器、喀痰吸引、経管栄養、インスリン注射、導尿等を必要とする者を指す

● 児童発達支援センターを設置する場合

5 総量規制の実施時期(特定サービス事業所の最終指定について)

令和5年10月1日以降の指定(8月1日以降の申請)分は、総量規制の対象とします。

- 事前協議書 最終受付日 / 令和5年6月15日(木)
- 指定申請書 最終受付日 / 令和5年7月31日(月)
- 最終指定日 / 令和5年9月1日

※令和5年6月15日(木)までに事前協議書を障害福祉課に提出した場合は、令和5年9月1日までの指定分は指定申請書を受付しますが、令和5年10月1日以降の指定分は受付しません

「事前協議書 最終受付日」の経過後に例外的な取扱いを適用して事業所の指定を受けようとする事業者は、指定希望日の3か月前の15日(閉庁日の場合は直前の開庁日)までに、障害福祉課へ事前に連絡(予約)のうえ、別添の「**総量規制の例外的な取扱いの適用に係る事業計画書**」を提出してください。審査の結果、障害福祉課が承認すれば指定申請書を受付します。

例外的な取扱いを適用して指定を受ける場合のスケジュール

(10月1日付けで指定を受ける場合 ※締切日が閉庁日の場合は直前の開庁日が締切日)

7月	14日まで ※厳守	事業計画書等提出 ※要予約	指定3か月前の15日までに事業計画書等を提出してください。 障害福祉課で約2週間かけて審査を行います。
8月	7日まで ※厳守	申請書類提出(1回目) ※要予約	指定2か月前の7日までに1回目の申請書類を提出してください。 3~4回、障害福祉課と打合せが必要です。
	末日まで ※厳守	申請書類提出(最終) ※要予約	修正等が反映した書類を指定2か月前の末日までに提出してください。 障害福祉課で最終的な書類確認を行います。
10月	1日	指定	9月中~下旬の障害福祉課による現地確認を経て指定となります。

※強度行動障害者、重症心身障害者又は医療的ケアを必要とする者を支援の対象とする生活介護事業所として例外的な取扱いを受けた事業者については、**実地指導等**において利用者の受入状況等を確認する場合があります

6 総量規制の解除について

総量規制は毎年度実施を検討し、種別ごとのサービス量が実施計画のサービス見込量を下回る場合は解除します。

総量規制を解除する場合は、その旨を市ホームページ等にてお知らせします。

7 根拠法令

(1)生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

障害者総合支援法(抜粋)

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第 36 条

- 2 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスに係る指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。
- 5 中核市の市長は、・・・中核市が定める障害福祉計画において定める当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の障害福祉計画の達成に支障を生ずるとおそれがあると認めるときは、指定しないことができる(※)。

障害者総合支援法施行規則(抜粋)

(法第 36 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第 34 条の 20 法第 36 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、生活介護、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型とする。

(2)児童発達支援、放課後等デイサービス

児童福祉法(抜粋)

(指定障害児通所支援事業者の指定)

第 21 条の 5 の 15

- 2 放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援に係る指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。
- 5 中核市の市長は、・・・中核市が定める障害児福祉計画において定める当該区域の当該指定障害児通所支援の必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の障害児福祉計画の達成に支障を生ずるとおそれがあると認めるときは、指定しないことができる(※)。

児童福祉法施行規則(抜粋)

(法第 21 条の 5 の 15 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害児通所支援)

第 18 条の 30 の 2 法第 21 条の 5 の 15 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害児通所支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。

問合せ先 障害福祉課 管理・指定グループ
(電話 0532-51-2340)